

ヴィシー政権時代（1940-44年）におけるパリ市政と演奏会

——パリ市芸術総監本部による音楽政策の検証——

田崎直美*

A Study of the Policy on Music of the Municipal Government of Paris during the Vichy Era (1940-44) :

Concerts Organized by *l'Inspection générale des Beaux-Arts de la Ville de Paris*

TAZAKI Naomi

abstract

In this paper, I propose to look at the cultural policies on music of the Municipal government of Paris during the Occupation (the Vichy era) examining the concert projects undertaken by *l'Inspection générale des Beaux-Arts de la Ville de Paris* (the Inspection general of the fine arts of the City of Paris). Though the prosperity of concert halls in Paris in this period has been considered only in relation to French national policies, this study will bring a new aspect to this phenomenon showing how local policies of the municipal government of Paris contributed to maintain French musical culture under the Occupation.

My study revealed that, in organizing regular concerts, the municipal government of Paris claimed to engage in promotional activities connected with social welfare and education. However, in reality, their aim can be considered as being nationalistic as an emphasis was placed on promoting French works including those of contemporary musicians. Therefore, it is evident that l'État français (the state of France) and Paris City had the same political goals on music, though Paris never cooperated with the Vichy government. In comparison to the national policies of the government, which never mapped out programs and only provided subsidies and the means for musical dissemination, Paris City narrowed its musical policies down to certain plans and executed these directly through a limited body of people concerned.

Keywords : Paris, the Occupation, Cultural policy, Music, Concert

1. はじめに

ドイツ軍によりパリが占領されたフランス・ヴィシー政権時代（1940年6月-1944年8月）において、パリの劇場や演奏会場は戦前よりも繁栄したことが知られている。この時期のパリ音楽社会状況に関するこれまでの研究¹では、国策の視点は考慮されていても、パリ市政の視点は全く取り入れられていない。しかし、当時の新聞や雑誌を概観すると、パリ市とその近郊の様々な場所にてパリ市が自ら演奏会を主催していたことが垣間見られ

キーワード：パリ、占領期、文化政策、音楽、演奏会

*平成8年度生 比較文化学専攻

る。ピアニストのデルフォルジュ（DELFORGE, Lucienne）は1944年3月末に次のように述べている。「今日、パリ市芸術部門が主導し、企画し、実施することは、公衆の面前で行われている。（中略）県政は象牙の塔から抜け出したのだ。」²パリ市の政策は、第二帝政期こそ重要視されているが、第三共和制に入って以来等閑に付されてきた。さらに解放後（終戦後）の国家による文化政策が強力であったこともあり、20世紀フランスにおいては文化政策＝国家主導という概念が出来上がり、この時期の地方自治体による政策が見落とされてきた可能性があるのである。

そこで本研究は、一都市パリの文化政策の歴史的・制度的変遷を考察する一環として、占領期のパリ市の音楽政策、特に（パリ市）芸術総監本部 *Inspection générale des Beaux-Arts (de la Ville de Paris)*（以下IGBAと略記）が関与した演奏会事業（ホールにて市民向けに行われる公開演奏会）に関する政策を中心に検証を進め、基礎的な情報の収集と整理を行うことを目的とする。主な史料は、パリ市公文書館 *Archives de Paris* が保管するパリ市管轄の芸術関係史料より、演奏会関係の公文書である。これまでのところ当時のパリ市による音楽政策を扱った研究がないため、本稿ではパリ市による政策の特徴を、当時の国家による音楽政策との対照を通して考察していくこととする。

2. 演奏会とパリ市行政組織の関係

第三共和政時代のパリ市、またはセーヌ県³が能動的に行った音楽政策の代表は、1877年に初めて実施された「音楽コンクール」と考えられる⁴。「パリ市音楽コンクール運営委員会 *la commission administrative du concours musical de la ville de Paris*」は当初セーヌ県の「労働部 *la direction des travaux*」の付属事業と位置づけられていた（BLOCK 1884: 55, 63-64）が、後にパリ市議会の持つ6つの常任委員会のうちの一つ（第4委員会）の中で、教育や美術、劇場関係の業務と共に扱われることになる（RAIGA; FÉLIX 1922: 196-198）。このコンクールは1935年まで行われたが、その後中断する⁵。そしてヴィシー政権時代に、上記コンクールの復活のみならず、演奏会を柱とした新たな音楽政策が展開されることになるのである。

パリが占領されると、フランス内務省とドイツ占領当局による調整の末、1941年10月16日の政令 *loi* にてパリ市の行政組織が再編される。この時期のパリ市政の特徴は、表向きには元通りのようで実際にはドイツ当局の非常に厳格な監督の下に置かれていた（AUDIAT 1946: 35）こと、そして、県議会・市議会の権限が大きく制限されて形骸化し、実質的な業務はセーヌ県知事⁶により構成、招集される各種委員会 *commission* が行っていたことである。最も権力が増大したのはセーヌ県知事で、第三共和政下では市議会が持っていた権限のすべてが彼に帰属し、パリ市は彼をもって代表される形となった（NIVET 1994: 30-32）。本研究の主たる史料は、多くがパリ市行政組織再編以後のものであり、そのほとんどがセーヌ県知事宛の報告書という形式を取っている。これはおそらく、こうした行政状況を反映したものと考えられる。

音楽を含む芸術関連業務は、1942年1月にパリ市が発行した行政組織案内によると、「経済社会問題事務局長 *Secrétaire Général des affaires économiques et sociales*」の管理下にある8つの部門（後に9部門）の一つ、「事務局業務 *Services du Secrétariat général*」の中で「市と県の芸術遺産」を司る部署として設置された「芸術総監本部（IGBA）」の管轄となった（*Organisation et attributions des services du département de la Seine et de la Ville de Paris* 1942a: 39; *ibid.* 1942b: 82）。パリ解放後には、芸術関連部門は「パリ市芸術・美術館・図書館部門」という形で独立するが、IGBAはその下部組織として存続することになる（*ibid.* 1945: 99）。総監督にはマソン（MASSON, Georges-Armand）という人物が、占領中の全期間その任務に当たることになる。

3. 芸術総監本部（IGBA）による演奏会企画の内容（1942-1944）

3.1 定期演奏会

占領期にIGBAが行った音楽政策の柱は、パリとその近郊における定期演奏会である。1942年1月11日から1944年3月31日まで行われたこの定期演奏会は、実施内容により次の3つの時期を経たことが判明した。

- ① 試行期間（1942年1月11日～3月8日）

1942年1月11日よりIGBAは、「日曜演奏会 Concerts du Dimanche」と題した定期演奏会を、毎週日曜マチネにパリとその郊外で実施した。IGBAはこの演奏会を公共事業プログラムの一環としての音楽家に対する失業対策と位置づけ、出演者は原則として失業中の音楽家、あるいは失業はしていないが現在格段に低い俸給しかもらっていない名演奏家や女性歌手などに限定した⁷。そして前者が20～30人規模の小オーケストラを編成し、後者の協力を得ながら交響作品中心の演奏会を行ったのである⁸。

試行的に始まったこの「日曜演奏会」の特徴は、主に次の三点である。まず、入場料が可能な限りの低価格（一律3フラン）に設定されたこと、会場がパリ市所有で300人規模の多目的ホール（パリ市歴史図書館講堂、パリ国立自然科学博物館、区役所や学校のホールなど）であったこと、そして親しみやすいプログラム構成であったことである。IGBAは初期構想段階において、最初は音楽家にとってなじみのある作品から始めて徐々に現代作曲家の作品も組み入れていくこと、演奏会は「心地よさ」と「教育的」要素を併せ持つように格調は保つつも中流階級の聴衆にとって親しみやすい作品だけを選択することを目指していたのである⁹。こうした特徴により、この演奏会は「むしろ安い料金にてパリ市民に教育的気晴らしと暖房を提供する意味合いが強かった」と評価された。市民の反応は良く、日曜日ごとに観客数は増え、平均して座席の4分の3が埋まったとされる¹⁰。

② 「日曜演奏会」確立期（1942年3月15日～1943年4月頃）

「日曜演奏会」は開始から5回目を終了した時点でアセスメントが行われた。1942年2月9日セーヌ県知事宛の経過報告書の中でIGBAは、既存の音楽団体の活動と競合しないように、全面的に新しい趣向を見出す必要性を説いた。そこで提案されたコンセプトは、演奏会にて「若手フランス音楽グループの未発表作品」および「まだ知られていない作曲家、または昔の作曲家（ルネサンス時代、17-18世紀）によるめったに上演されない作品」を紹介することであった。そして、演奏会の成功を確保するために、まず私的な試演会を実施すること、その試演会には行政関係者やパリ市音楽選考委員¹¹とともに何人か音楽評論家や楽譜出版者を招いて意見を聞くこと、も提案された。パリ市芸術総監督マソンが監修を務め、音楽事業担当サルネット（SARDETTE, Éric）が試演会および公開演奏会の企画構成を担当して、改定案による演奏会は1942年3月15日に開始される¹²。

この定期演奏会は7月まで行われ、成功を収めた。そのため、続く1942-43年シーズンにおいても1942年9月6日より継続される。演奏会の実施方式はそれまでと同で、1回のリハーサルの後、毎週異なる4つのホールにて巡演された。修正が加えられたのは、入場料を5フランに値上げした点のみである。こうして、「日曜演奏会」シリーズは確立したが、注目すべき点はそのプログラム内容にあるといえよう。すなわち、試行期においてはよく知られた作品中心の演目であったのに対して、1942年3月以降は、まだよく知られていないフランス音楽（若手の作品および昔の作品）の紹介という市民教育および若手作曲家の活動促進の要素が色濃くなるのである。さらに、1942-43年シーズンからは月ごとに演奏会のテーマが設定されるが（【表1】参照）、そのテーマからは親しみやすさの要素と同時にナショナリズムが強く意識されている点も指摘できる。それは、シャブリエやグノーといったパリ・オペラ座やオペラ＝コミック座で人気のフランス人作曲家の音楽祭（9月、2月）、フランス人の好み音楽ジャンルであるオペレッタやオペラ・コミックの特集（12月、3月）、そしてフランスの風景（10月）といった自国の共有財産の意識などからうかがうことができよう。

【表1】「日曜演奏会 Concerts du Dimanche」（1942-1943年シーズン）における月ごとのテーマ

年月	演奏会のテーマ	
1942年9月	シャブリエ音楽祭	Festival Chabrier
10月	フランスの風景	Paysages de France
11月	伝説とおとぎの国	Légendes et Fééries
12月	フランスのオペレッタ	L'Opérette Française
1943年1月	音楽におけるユーモア	L'Humour en musique
2月	グノー音楽祭	Festival Gounod
3月	フランスのオペラ＝コミック	L'Opéra-Comique Français
4月	春	Le Printemps
5月	ビゼー音楽祭	Festival Bizet

（1942年9月2日芸術総監本部よりセーヌ県知事宛報告書「1942-1943年シーズンにおける演奏会および講演会演目（Archives de Paris: VR 299）およびL'Information musicale（1943年分）を基に田崎作成）

③ 発展期：新演奏会シリーズの誕生と「日曜演奏会」の再編（1942年10月頃～1944年3月31日）

前年度に「日曜演奏会」を成功させたIGBAは1942年秋に、同演奏会の再開だけでなく、より発展的で芸術的関心を高めた音楽プログラムを実現する新たな演奏会シリーズを検討した。このうち定期的な活動を展開したのが、「青少年と音楽 Jeunesses et musique」演奏会である。パリ・コンセルヴァトワール教授フェルテ（FERTÉ, Armand）が毎回企画する、クラシックの室内楽作品で構成される演奏会であるが、最大の特徴は、若者に公共の場で演奏する機会を与えるという目的を持つこと、そしてパリ・コンセルヴァトワールの厳選された生徒たち（最近の一等賞（ブルミエ・プリ）受賞者）により演奏が行われる点である。このシリーズは1942-43年シーズンに10回、1943-44年シーズンに6回、毎月1回の割合で開催された¹³。

「日曜演奏会」も、1943-44年シーズンに入ると再度内容が見直され、これまで以上に積極的な活動を展開している。まず演奏会の開催日は必ずしも日曜日だけではなくなり、金曜日、土曜日も含めて一月に5～10公演を開催するようになった。したがって、プログラムのタイトルは「日曜演奏会」ではなく、「パリ市芸術総監督企画／後援の演奏会」と記述されている。そして同じ枠組みの中に上記「青少年と音楽」演奏会も含まれるようになつた。演奏会場も追加され、農業従事者会館 la Salle des agriculteurs、地理学協会ホール la Salle de la Société de géographie、シテ島 la Cité にても頻繁に公演が行われた。大幅な入場料金の値上げも行われており、チケットを楽譜出版社（Edition Durand, Edition Eschig）が買い付けて一般に販売する方法も採られている¹⁴。プログラム構成をみると、これまで通り演奏会には毎回テーマが設けられたが、作曲家の個展形式の演奏会である「音楽祭 festival」が増えていること（48回公演中22回）、そしてとりわけ近・現代のフランス人作曲家に捧げられた音楽祭が増えた点が、注目すべき特徴である。占領下パリの音楽界において「音楽祭」は独・奥地の作曲家に対して多く適用されていただけに、このIGBA企画の音楽祭シリーズはフランス人作曲家のプロパガンダ的役割として機能したと考えられるのである¹⁵。

3.2 演奏会に関係する、その他の政策

IGBAが音楽家に対する失業対策として実施した企画には、1935年を最後に中断されていた「音楽コンクール」の復活も含まれる。占領期にパリ市が設立した音楽コンクールで最も重要なものは、1943年におけるパリ市音楽大賞 Le grand prix de musique de la Ville de Paris 用のコンクールである¹⁶。1941年9月の計画では、パリのオーケストラ上演用に1942年内に「交響曲」1作品を選抜すること、受賞作品の初演に際してはパリ市が世話役となり、コンセルヴァトワール演奏協会のように事実上公的なオーケストラに上演依頼をすること、が検討された¹⁷。最終的に1943年1月15日、パリ市音楽選考委員全員一致で、マルティノン（MARTINON, Jean 1910-1976）作曲「詩篇 136 または捕虜の唄 Psaume 136 ou chant des captifs」がパリ市音楽大賞を受賞し¹⁸、同年5月21日コンセルヴァトワール演奏協会により初演された。

IGBAは特別演奏会の企画も行っており、その代表として1942年12月17日の「捕虜作品によるガラ・コンサート Gala d'oeuvres de prisonniers」が挙げられる¹⁹。この演奏会は、フランス大使スカピーニ（SCAPINI, Georges 1893-1976）と帰還捕虜兵担当官ピノ（PINOT, Maurice）の主宰という形式で行われた上、彼らとともにフランス占領地区総代表ドイツ大使アベツ（ABETZ, Otto 1903-1958）、被占領国総代表フランス大使ド・ブリノン（de BRINON, Fernand 1885-1947）、フランス芸術局長オトゥクール（HAUTECOEUR, Louis 1884-1973）にも招待状が出されていた。さらに、IGBAの音楽事業担当者サルネットの尽力により、まだ収容所にいる捕虜がラジオ受信機を持つ許可を占領当局より得たこと、そしてこの特別演奏会を国立ラジオ局 la Radiodiffusion nationale²⁰を通してラジオ放送で聞くことができたこと、も特徴である²¹。

この他、IGBAは占領期に一度だけ、作曲家への作品委嘱を行った。若手作曲家の失業対策の一環として1942年1月、「日曜演奏会」上演用あるいは文芸年鑑『パリ 1943年 Paris 1943』（パリの文化紹介のためにパリ市が発行）掲載用に、IGBAは未発表音楽作品を選択することを決める。作品の選考方法としては、公開オーディションではなく選考委員おのおのが注目に値すると思う候補者を選ぶ方式であった。最終的にIGBAは12人の作曲家に1作品ずつ委嘱し、全て年鑑『パリ 1943年 Paris 1943』へ掲載した。注目されるのは、この計画は国家（ヴィシー政権）による作品委嘱とは関係なく行われた点である。パリ市による作品委嘱を知った文部省はセーヌ県知事に対して、作曲家への二重委嘱を避けるために双方の部署が連絡を取り合う組織を提案した上、過去三年にさかの

ほる委嘱作品リストを送るよう要請している²²。

一方でIGBAは、少なくとも1936年より存在していた民間の演奏団体に対する補助金支給制度²³を、占領期には廃止している。セーヌ県の財務局長は、「補助金といった隨時支出される性質のものに対して、パリ市が共有する予算のいかなる増加も認めない」²⁴方針を探り、いかなる民間団体の補助金支給要請も断っていたのである。

4. 芸術総監本部（IGBA）による演奏会企画の特徴

4.1 失業対策

占領下におけるIGBAの音楽政策の特徴は、その第一義が敗戦による混乱で失業した音楽家の救済であった点である。1941年9月29日IGBAからセーヌ県知事宛の報告書（AP: VR 298）によると、パリでは音楽活動が再開されていながら多くの音楽家が失業していること、その原因として映画館やレストランでのオーケストラの廃止や、ラジオ放送での失職（国営ラジオ局は自由地区が拠点）が影響していること、が指摘されている。同時に、同じ日付の別の報告書（AP: VR 299）では「芸術の分野ではわが国は世界でも輝かしい立場にあり、行政はこの芸術を発展させねばならない」とも述べている。両報告書によると、芸術家の失業対策としての公共事業プログラムの中に音楽家のカテゴリーだけが考慮されておらず、画家や彫刻家と同様に音楽家も行政の配慮を受ける権利がある、と主張しているのである。

1930年代には経済恐慌と人々の娯楽の多様化の影響により、フランスの職業音楽家は難局を迎えていた。しかし、音楽家は労働組合加盟率が非常に低く結集して主張することがあまりなかった（GRANDGAMBE 2000: 22）こともあり、行政は彼らに対してほとんど対策を立ててこなかった。第三共和政（1870-1940）における芸術部門Beaux-Arts²⁵は、音楽家やその家族の救済手当を予算に組むことがあったが、微々たる額であった（CHIMÈNES 1991: 263）し、1938年に初めて「現存する美術家および作曲家に対する、失業対策としての特例的作品委嘱」²⁶を行ったが、実際には既に有名な作曲家に対する委嘱が中心であった。ヴィシー政権期において国家主席ペタン元帥が国家代表機関に「有能な」専門家を優遇するようになり（PAXTON 2001: 191-192）、知識人の失業問題も考慮されるようになったと考えられる。1940年10月11日には失業対策庁 Le Commissariat pour la Lutte Contre le Chômage (CLCC) が設立され、その後1942年より段階的に「国内設備総務庁 Délégation générale de l'équipement national」に統合されたが、この中に設置された「知的失業 chômage intellectuel」部門では「音楽鍛成所 chantier musique」が組織され、1941年夏にクローデル台本・オネゲル作曲《火刑台上のジャンヌ・ダルク Jeanne d'Arc au bûcher》フランス巡演を行うことで多くの音楽家や役者を養ったのである（ADDED 1992: 57）。

これに対して失業対策としてIGBAが独自に考案したのが、「日曜演奏会」を代表とする定期演奏会と音楽コンクールの復活であった。もっとも、初期の「日曜演奏会」のあり方は、第三共和政が奨励していた「コンセール・ポピュレール（市民演奏会）」²⁷の理念と方法の継承であることが指摘できる。すなわち、「パリ市民のあらゆる階級社会に、偉大な音楽に対する嗜好と愛を普及させる、寛大な思想の実現」（CHIMÈNES 1991: 287）という市民教育目的をもち、日曜マチネにて市民に低価格で交響演奏会を提供する方法が踏襲されたのである。ただしパリ市の企画に特有であったのはプログラム内容で、第三共和政時代に広く親しまれてきた独・塊出身の作曲家（ベートーヴェン、モーツアルトなど）の作品ではなく、古今のフランス人作曲家の作品を柱にプログラムを構成した点である。この点は、フランス・ナショナリズムの現れであり、ヴィシー政権の芸術政策とも類似している。

これらの財源として1941年秋には、セーヌ県知事直接管理下にある祭典用予算 le crédit des Fêtes の使用が検討され、演奏会シリーズ費用（10万フラン）と音楽コンクール受賞作品の初演費用（5万フラン）がこれより差し引かれることが検討されていた²⁸。しかし実際に主な財源となったのは、1942年公共事業計画用に先述した国の「国内設備総務庁」より認可された50万フランである。このうち半分の25万フランが、1942年に実施する演奏会企画の予算に充てられている²⁹。これらの臨時予算により、IGBAは1942年に華々しく自主企画を執り行うことができた。すなわち、40回を超す「日曜演奏会」開催と、作曲家に対するパリ市音楽大賞（受賞最終決定は翌年1月）授与ができたのである。

ただし、こうした政策は必ずしも失業問題を効果的に解決したとはいえない。実際、1942年2月9日のIGBA

による「日曜演奏会」経過報告書の中でも、実現した企画は音楽家に内輪の限られた仕事しかもたらしていないこと、大衆の中に音楽愛好の動きを徐々に生み出してはいるが、音楽家の失業を徐々に解消する気配はないこと、その上、完全に失業者だけでオーケストラを編成することは事実上不可能であること（オーボエ、バスーン、ホルンなど、失業の影響を受けていないパートも不可欠のため）、が指摘されている。音楽コンクールにしても、実質的には失業救済の意味はなかったといえよう。それにもかかわらずIGBAが強力に演奏会企画を推し進めた理由には、失業問題以外の要素、すなわちフランス音楽のプロパガンダという目的が考えられるのである。

4.2 帰還捕虜の救済活動

市がフランス・ナショナリズムのプロパガンダとして行った音楽企画の代表が、帰還捕虜の救済と表彰のため行ったガラ・コンサートおよびパリ市音楽大賞の授与であるといえよう。

パリ音楽界においては捕虜となった作曲家の作品のみに捧げられた演奏会がすでに1942年1月11日コンセルヴァトワール演奏協会により実施されていた（SPROUT 2004: 270）。しかし、占領期中最も盛大に執り行われたこの種の演奏会は、1942年12月17日に実施されたIGBA企画の「捕虜作品によるガラ・コンサート」である。またこの特別演奏会とほぼ同時期の1943年1月15日、マルティノンがパリ市音楽大賞を受賞した（本稿3.2参照）。パリ市音楽選考委員による詳細な選考経緯は史料として残されていないが、彼が帰還捕虜作曲家であったこと、しかも彼は受賞作品を通して捕虜という立場を積極的に示威したことは注目される。マルティノンは占領下のインタビュー（*Toute la France* 39（1943年1月30日）にて、彼自身にとっての作曲行為とはすべての捕虜が共有する「悲しみ、怒り、そして果てしない希望」を表現することである、と述べた。そして受賞作品では、バビロン捕囚に対する復讐を神に求める内容の詩篇をテキストとしており、捕虜としての「正当な憤怒」の表現を行っている³⁰のである（SPROUT 2000: 185; SPROUT 2004: 275）。

こうした帰還捕虜の救済活動は、おそらくヴィシー政権が展開していたプロパガンダの一部であると思われる。国民の士気を高めるべく捕虜を国民的英雄とする宣伝は、1941年冬より文化面にも拡大し始めていた。さらに1942年6月に「交代制 la Relève」³¹が施行されると、ヴィシー政権は、フランス人労働者に課せられた悪条件から国民の目をそらさせ、帰還捕虜を称えて優遇していることに彼らの目を向けさせるプロパガンダを試みるのである（SPROUT 2000: 174-178）。ヴィシー政権内には帰還捕虜対策委員会が発足し、帰還捕虜の音楽家に対して俸給が与えられ、作曲家に対しては演奏や出版の便宜が図られている。その上、ほとんどの帰還捕虜作曲家は、ヴィシー政権期間中に国家作品委嘱を受けているのである（*ibid.*: 178-179）。IGBAもこのプロパガンダに、独自企画を通して加担していたことが指摘できる。

4.3 若手芸術家の活動促進

ヴィシー政権が自国のアイデンティティ再建のために標榜した理想の一つには、「健全な青少年の育成」もあった。青少年や学生の音楽的教養を高めるという教育目的から質の高い演奏会を低価格にて提供しようという民間の動きは、既に1930年代から存在したが、この動きは占領下パリにおいて特に活発化し、この目的のための団体がいくつか結成された。中でも、1942年6月にヴィシー政権の「音楽宣伝国家委員会 Comité national de propagande pour la musique」独立部門として公式に結成された「フランス音楽青少年 Les Jeunesse Musicales de France (JMF)」は、国家の補助金やレコード会社の支援を受けながらフランス中で幅広い活動を展開し、多くの青少年を魅了したとされる（SIMON 2001: 204-209）。

こうした状況下で、パリ市は若い聴衆の育成ではなく、若手音楽家の活動促進を目指した点が特徴である。「行政がこの分野（演奏会：田崎注）に介入するからには、若い世代のフランス音楽の宣伝的性格も持たねばならない」³²と考えたIGBAは、「日曜演奏会」シリーズのコンセプトに、フランスの若手作曲家支援を新たに追加している（本稿3.1②参照）。特に公的演奏会の前に私的に試演会を行うというシステムが、この目的のために効果的に機能したと推測される。1942年10月8日IGBAからのセーヌ県知事宛報告書（AP: VR 298）は次のように記している。「原則として、各プログラムは、若手音楽家のまだ公の場にて演奏されていない作品を載せてきた。その上、この企画に強い関心を示してくれた人々（Mme SCHILDGE BIANCHINI, Mme de DROUILLY, Mme la princesse de BROGLIE）によって提供されてきた私的催し（試演会：田崎注）のおかげで、若手作曲家の未発

表作品の発見が行われたばかりでなく、彼らが（試演会に招待された：田崎注）楽譜出版社とコンタクトを取ることができた。」また同報告書は、「日曜演奏会」では上演できなくとも、別の演奏機会を作ることで若手作曲家の未発表作品上演を促進させる計画も記している。その他、演奏会企画を実質的に指揮していた音楽事業担当サルネットは、若手作曲家のために約40曲の楽譜出版を実現させたとされる³³。一方で若手演奏家の促進事業は、1942年後半よりフェルテ企画「青少年と音楽」演奏会が請け負ったと考えられる（本稿3.1③参照）。

ただし、若手音楽家促進目的はパリ市の音楽企画の中でいつでも優先された訳ではない。パリ市音楽大賞の計画では、当初（1941年9月）「若手作曲家のため」というコンセプトが出されていたにもかかわらず早々に放棄されている³⁴。また、若手作曲家用に当初計画されていた作品委嘱（本稿3.2参照）に関しても、会議の過程で、作品は作曲家より無償で提供されることに変更された。これは、作品の報酬として支払われる予定の金額（1作品につき1500フラン）を若手作曲家への作品委嘱用に充てるためであったとする³⁵が、実際に機能したかどうかは不明である。

4.4 財源確保の工夫

最後に、IGBAは音楽政策実施にあたって、限られた予算で最大限の効果を發揮するべく財源確保の工夫も凝らしていたことが、特徴として挙げられる。IGBAは、上記の目的をもつ演奏会関連予算は芸術家支援のために放出するものと捉えていたが、赤字を最小限にとどめるために次のような費用削減と補助収入の努力を行っている³⁶。

「日曜演奏会」において芸術総監督マソンは、関係機関および出演者に働きかけることで費用削減を実現した。作家・作曲家協会からは印税の50%を寄付という形での割引、公的扶助局 l'Assistance Publique からは税金の半減（郊外での演奏会において間接税を徴収する税務署長からも同様の働きかけをしている）、さらに一流の出演者に対して場合によっては無償での出演、を取り付けている。総監督は同時に、1) 音楽を題材にした商品（プログラム、カード、ポスター等）の製造・販売、2) 質の高い「特別演奏会」の企画とその際の割高な入場料設定（30～50フラン）、3) 私的音楽グループ（吹奏楽団や合唱団）の受け入れ、4) 演奏会のラジオ放送（ラジオ局よりオーケストラへ報酬が支払われるため）、により補助収入を得る工夫を施した。こうした工夫は、多方面の機関や音楽家の協力があったからこそ成し得たといえよう。

5. 結語

ここまでみてきたように、占領下でのパリ市企画の演奏会は、「失業対策」「捕虜支援」「青少年の活動促進」といった、社会福祉、教育事業を標榜していた点が特徴である。特に企画の核となる「日曜演奏会」や「青少年と音楽」といった定期演奏会では、その実施方法や内容において福祉的、教育的意味合いが強調されている。しかし、こうした政策は実質的には、フランス国家の威信の回復と高揚のためのプロパガンダであったと考えられる。それは、演奏会プログラムおよび音楽賞授与や作品委嘱を通して、現代フランス人作曲家も含めたフランス人の作品促進に努める点に顕著である。

ヴィシー政権機関に属するフランス芸術局とIGBAは、組織上、連携関係にはなかったが、今回の検証より、両者が同じ音楽政策上の目標、すなわち芸術による国家威信の高揚、を共有していたことが判明した。1800年以来国と対立することが多かったパリ市だが、第一次大戦中および占領期においては国に対して従順であった（NIVET 1994: 38）一面が、音楽政策にも現れているといえよう。ただし特徴的なことは、国（ヴィシー政権）の芸術局が独自の企画は実施せず、プロパガンダを実行する組織に対してもっぱら補助金および必要手段（ラジオ放送など）を提供する方法を探ったのに対して、IGBAは民間演奏団体への補助金を廃止して、独自企画を中心とし進めた点である。パリ市の選択した方法は、経済的・政治的に厳しい状況下でのインパクトの強い効果的な施策のために、政策を一極集中させ、限られた有能な個人（パリ市芸術総監督マソン、音楽事業担当サルネット、パリ・コンセルヴァトワール教授フェルテなど）に強力なイニシアティヴをとらせることであったといえよう。また、行政機関という権威をもって、多方面からの協力要請を積極的に行った点も注目できる。

田崎 ヴィシー政権時代（1940-44年）におけるパリ市政と演奏会

本研究は、占領期のパリ市の音楽政策について、芸術総監本部（IGBA）による演奏会事業を中心に検証を行った。今後はさらなる考察のために、演奏会事業以外の音楽政策についても検証を行うとともに、占領下パリにおける予算の実態（国からの補助金の実態も含む）、および占領当局との関係についても解明することを課題とする。

* 本研究は、平成18年度科学研費補助金（若手研究（B））[研究課題番号：18720026]による研究成果の一部である。

註

- 1: 占領期パリにおける音楽社会状況を多角的に研究した代表として、SPROUT 2000 および研究論文集 CHIMÈNES 2001 が挙げられる。
- 2: "Thèmes variations"（新聞記事（不明）（AP: VR 298）。日付は不明だが、記事内容より、1944年3月26日に行われた演奏会「ジャズ音楽祭」直後の記事と推測できる。
- 3: 他の県や市町村とは異なり、セーヌ県 le département de la Seine では2人の知事（県知事 le préfet du département, 警視総監 le préfet de police）が内務省の任命により選ばれる。さらにセーヌ県知事は、国家の代表、県の行政担当者であるだけでなく、パリ市 la Ville de Paris の市長 Maire も兼ねるのが最大の特徴である。上記2名がパリ市とセーヌ県における行政執行機関の責任者となるのであり、したがって、セーヌ県政とパリ市政は、緊密な連携関係にあるとみなすことができる。これは、第三共和政に入ってからもパリ市とセーヌ県だけは特別視されて、7月王政時の法律（1837年）適用が残されたためである（RAIGA; FÉLIX 1922: 1-3）。
- 4: セーヌ県議会の政令にて設置された委員会により選抜された「民衆向け交響作品」が、賞金1万フランを受賞し、さらにパリ市の費用負担にて6ヶ月以内に市内で上演された（BLOCK 1884: 551）。
- 5: 1941年9月29日 IGBA よりセーヌ県知事宛報告書（AP: VR 299）。
- 6: 占領期のセーヌ県知事は、次の二人である：Charles-Paul Magny（1940年10月13日-1942年8月19日），René Bouffet（1942年8月19日-1944年8月19日）（NIVET 1994: 32）。
- 7: 1941年9月29日 IGBA よりセーヌ県知事宛報告書（AP: VR 298）。
- 8: このパリ市が独自に結成したオーケストラは、当初国家助成を受けている既存のオーケストラ団体より抗議を受けた。パリ4大交響楽団（コンセルヴァトワール演奏協会、パドゥルー演奏会、ラムルー演奏会、ピエルネ演奏会）は1941年9月10日ペタン元帥宛の手紙にて、行政機関が音楽家を雇う形に懸念を表明している（LAEDERICH 2001: 232）。これに対してセーヌ県知事は、パリ市が公的に助成するオーケストラを設立する意図はないこと、パリにあるすべての交響楽団はセーヌ県知事の下で平等に活動できることを明言している（1941年10月9日教育・青年省（文部省）官房長宛書簡（AP: VR 29）。
- 9: IGBA よりセーヌ県知事宛報告書（1941年9月29日；1941年12月24日）（AP: VR 298）。
- 10: 1942年10月8日 IGBA よりセーヌ県知事宛報告書（AP: VR 298）。初回のプログラムを例に挙げると、フランス人作曲家（ラロ、ビゼー、マスネ、シャブリエ）および外国出身の作曲家（チャイコフスキイ、リスト、ファリヤ）の人気作品を中心に、現代フランス人による新作1曲（Maurice Camot «Sonatine»）で構成されている。
- 11: この時のパリ市音楽選考委員 le jury musical de la Ville de Paris は、次の通り（計15名）である：市議会員3名（R.Dommange, G-L. Garnier, A. Massard），音楽家10名（L.Beychts, G.Charpentier, A.Cortot, M.Delannoy, C.Delvincourt, A.Ferté, H.Février, M.F.Gaillard, Ch.Münch, M.Samuel-Rousseau），国立図書館現代音楽史料館長（C.Bernard），国立ラジオ局旧芸術監督（J.Bouchor）。
- 12: 1942年2月26日 IGBA より事務局長宛報告書（AP: VR 298）。なお試演会実施にはパリの音楽サロンが重要な役割を果たしている。市の企画に賛同した音楽サロン主催者が厚意により私的邸宅を試演会用に提供しているのである（1942年10月8日 IGBA よりセーヌ県知事宛報告書）。
- 13: 主にパリ・エコール・ノルマル音楽院を会場としていたが、第7回（1943年6月20日）と第13回（1943年12月16日）は特別公演で、シャイヨ宮にて上演されている。
- 14, 15, 20, 30 フランの座席を設けている。学生は10フラン（1944年2月4, 5日演奏会プログラム（AP: VR 299））。
15. *ibid.* また IGBA の関係する音楽祭については、田崎 2005: 61-62, 68 を参照。
- 16: 1943年11月には上演や出版が困難な分野である室内楽作品に対して音楽賞を設立すること、そして優れた未発表室内楽作品に対してパリ市音楽選考委員会が1944年6月15日に賞を授与しパリ市企画の演奏会にて初演する、という計画もあった（1944年6月23日 IGBA よりセーヌ県知事宛報告書（AP: VR 298））。
- 17: 1941年9月29日 IGBA よりセーヌ県知事宛報告書（AP: VR 299）。
- 18: 1942年11月6日 IGBA よりセーヌ県知事宛報告書および1943年1月15日選考委員会報告書（AP: VR 299）。
- 19: 1942年9月2日および1942年10月8日 IGBA よりセーヌ県知事宛報告書（AP: VR 299）にて、計画概要が示されている。ちなみに上演された作品は、Maurice Thiriet «Le livre pour Jean», Henri Challan «Symphonie en sol majeur», Émile Damais «O nuit», Émile Goué «Psaume C X X III» で、演奏会一週間前に帰還した Damais が自作品の指揮をし、その他の作品をかつての捕虜であった Jean

Guitton が指揮した (SPROUT 2000: 179; SPROUT 2004: 270-271)。パリ市企画で同様のガラ・コンサートが 1943 年 2 月 25 日にも予定されていた (DELANNOY, Marcel, "La Musique: pour la jeune musique", *Les Nouveaux Temps* (1942 年 12 月 13, 14 日) (AP: VR 298))。

20. 1940 年夏に、フランス国民の公共ネットワークとして設立されたラジオ局。広告収入による運営はドイツ当局により禁止されており、ヴィシー政権の補助金にて運営される。マルセイユを拠点としたが、1941 年秋、パリから週 2 回音楽放送をする権利をドイツ占領当局より得ることができた (SPROUT 2000: 149-150)。
21. 1942 年 12 月 12 日 IGBA よりセーヌ県知事宛報告書 (AP: VR 298)。
22. 作曲家への作品委嘱に関する 1943 年 2 月 9 日付けの短信への回答 (1943 年 2 月 13 日セーヌ県知事より文部省事務局長 (美術、音楽、スペクタクル部門) 宛書簡) (AP: VR 298)。
- 23: AP:VR 297 には、1936 年より民間の演奏諸団体に補助金を支給していた記録が残されている。
- 24: 1941 年 12 月 12 日セーヌ県知事より官房長宛覚書 (AP: VR 298)。
- 25: 音楽関連予算が第三共和政府内のどの組織で組まれたかは CHIMÈNES 1991: 262 参照。
26. «commandes exceptionnelles aux artistes vivants et compositeurs de musique en vue de lutter contre le chômage». なお 1938 - 1940 年における音楽作品の国家委嘱の人数と総額は次の通りである: 1938 年: 12 名 (総額 20 万フラン); 1939 年: 8 名 (17 万フラン); 1940 年: 5 人 (9 万 5 千フラン) (CHIMÈNES 1991:299-300)。
- 27: パドゥルー演奏会 Concerts Pasdeloup (1861 年設立) により推進されたこの種の演奏会に対しては、1879 年から政府の芸術部門より、少額ながらも補助金が支給されていた (ibid.: 287)。
28. 1941 年 9 月 29 日 IGBA よりセーヌ県知事宛の報告書「失業音楽家救済のための交響曲演奏会の企画」(AP: VR 298)、「1942 年音楽コンクール」(AP: VR 299)。ちなみにコンクール受賞作品への賞金 (2 万フラン) は、通常予算枠より差し引くとしている。
29. 1942 年 2 月 9 日 IGBA よりセーヌ県知事宛て報告書 (AP: VR 298)。
30. ただし、1943 年 5 月 21 日コンセルヴァトワール演奏協会による初演時には、カット上演されている (SPROUT 2004: 275)。
- 31: 捕虜一名の送還と引き換えにフランス人労働者三名をドイツへ送り込む制度。
- 32: 1941 年 9 月 29 日 IGBA よりセーヌ県知事宛て報告書 (AP: VR 298)。
- 33: DELANNOY, Marcel, "La Musique: pour la jeune musique", *Les Nouveaux Temps* (1942 年 12 月 13, 14 日) (AP: VR 298)。
- 34: 1942 年 3 月の決定事項をみると、パリ市音楽大賞の応募条件はフランス国籍取得者のみであり、年齢制限は課されなかった (1942 年 3 月 26 日 IGBA よりセーヌ県知事宛報告書 (AP: VR 299))。
- 35: 1942 年 2 月 27 日パリ市音楽審査委員会議報告書 (AP: VR 29)。結局は、パリ市音楽審査委員を務める作曲家 (デルヴァンクール, ドラノワ, フェヴリエ) や、既に地位を確立した作曲家 (オネゲル, シュミット, ル・フレムなど) に対して委嘱が行われている。
36. 1942 年 2 月 9 日 IGBA 総監本部よりセーヌ県知事宛て報告書 (AP: VR 298)。

引用文献（原則として著者名のアルファベット順）

《非刊行 / 刊行 史料》

Archives de Paris (A.P.)

VR art.297-299: Concerts (1937-1944).

VR art.29: Politiques générales, concerts, almanach *Paris 1944* (1940-1944).

anon. *Organisation et attributions des services du département de la Seine et de la Ville de Paris*, 1942a Paris: Imprimerie municipale, Hôtel de Ville, janvier 1942.

anon. *Organisation et attributions des services du département de la Seine et de la Ville de Paris*, 1942b Paris: Imprimerie municipale, Hôtel de Ville, juillet 1942.

anon. *Organisation et attributions des services du département de la Seine et de la Ville de Paris*, 1945 Paris: Imprimerie municipale, Hôtel de Ville, novembre 1945.

BLOCK, Maurice (dir.) 1884 *Administration de la Ville de Paris et du département de la Seine*, Paris: Librairie Guillaumin.

RAIGA, Eugène; FÉLIX, Maurice 1922 *Le régime administratif et financier du Département de la Seine et de la Ville de Paris*, Paris: Rousseau et Cie éditeurs.

Ville de Paris: Inspection générale des Beaux-Arts (dir.) 1943 *Paris 1943: arts, lettres*, Paris: Presses Universitaires de France.

《研究文献》

- ADDED, Serge 1992 *Le théâtre dans les années-Vichy 1940-1944*, Paris: Ramsay.
- AUDIAT, Pierre 1946 *Paris pendant la guerre (juin 1940 - août 1944)*, Paris: Hachette.[オーデア, ピエール『パリ：抵抗の記録』菱山修三訳, 東京: ダヴィッド社, 1951.]
- CHIMÈNES, Myriam 1991 "Le budget de la musique sous la III^e république", *La musique: du théorique au politique*, DUFOURT, Hugues; FAUQUET, Joël-Marie (dirs.), Paris: Aux amateurs de livres, 261-312.
- CHIMÈNES, Myriam 2001 *La vie musicale sous Vichy*, Bruxelles: Complexe.
- GRANDGAMBE, Sandrine 2000 "La politique musicale du Front populaire", *Musiques et musiciens à Paris dans les années trente*, PISTONE, Danièle (dir.), Paris: Honoré Champion, 21-33.
- NIVET, Philippe 1994 *Le conseil municipal de Paris de 1944 à 1977*, Paris: Publications de la Sorbonne.
- LAEDERICH, Alexandra 2001 "Les associations symphoniques parisiennes", in. CHIMÈNES 2001, 217-233.
- PAXTON, Robert O. 2001 *Vichy France: Old Guard and New Order, 1940-1944*, New York: Alfred A. Knopf, ©1972. [パクストン, ロバート・O.『ヴィシー時代のフランス：対独協力と国民革命 1940-1944』渡辺和行; 剣持久木(共訳), 東京: 柏書房(パルマケイア叢書18), 2004.]
- SIMON, Yannick 2001 "Les Jeunesses Musicales de France", in. CHIMÈNES 2001, 203-215.
- SPROUT, Leslie A. 2000 *Music for a "New Era": composers and national identity in France, 1936-1946*, Doctoral dissertation, Berkeley: University of California.
- SPROUT, Leslie A. 2004 "Messiaen, Jolivet, and the soldier-composers of wartime France", *The Musical Quarterly*, vol. 87, n. 2 (summer), 259-304.
- 田崎、直美 2005 「占領下（1940-1944）パリの演奏会状況：『音楽情報 L'Information musicale』にみるプーランク作品の上演機会を中心」『人間文化論叢』第7巻, 59-70.

(2007年1月12日受理)